

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成 22 年 2 月 2 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 1 号

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

(瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 1 条 瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則(昭和 48 年瀬戸市規則第  
13 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(医療費の請求)</u></p> <p><u>第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定により市長から 支払いを受ける医療機関等は、子ども医療費請 求書を市長に提出するものとする。</u></p> <p>(医療費の助成申請)</p> <p><u>第 6 条の 2</u> &lt;省略&gt;</p> <p>第 4 号様式(第 6 条の 2 関係)</p> <p>&lt;省略&gt;</p>	<p>(医療費の助成申請)</p> <p>第 6 条 &lt;省略&gt;</p> <p>第 4 号様式(第 6 条関係)</p> <p>&lt;省略&gt;</p>

(瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 2 条 瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和 48 年瀬戸市規  
則第 19 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(医療費の請求)</p> <p><u>第6条 条例第6条第1項の規定により市長から支払いを受ける医療機関等は、障害者医療費請求書を市長に提出するものとする。</u></p> <p>(助成の方法の特例)</p> <p><u>第6条の2</u> &lt;省略&gt;</p> <p>第4号様式(第6条の2関係)</p> <p>&lt;省略&gt;</p>	<p>(助成の方法の特例)</p> <p>第6条 &lt;省略&gt;</p> <p>第4号様式(第6条関係)</p> <p>&lt;省略&gt;</p>
--	---

(瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第3条 瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則(昭和53年瀬戸市規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療費の請求)</p> <p><u>第6条 条例第5条第1項の規定により市長から支払いを受ける医療機関等は、母子家庭等医療費請求書を市長に提出するものとする。</u></p> <p>(助成の方法の特例)</p> <p><u>第6条の2</u> &lt;省略&gt;</p> <p>第4号様式(第6条の2関係)</p> <p>&lt;省略&gt;</p>	<p>(助成の方法の特例)</p> <p>第6条 &lt;省略&gt;</p> <p>第4号様式(第6条関係)</p> <p>&lt;省略&gt;</p>

(瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第4条 瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則(平成15年瀬戸市規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(医療費の請求)</p> <p><u>第5条 条例第6条第1項の規定により市長から 支払いを受ける医療機関等は、精神障害者医療 費請求書を市長に提出するものとする。</u></p> <p>(医療費の助成申請)</p> <p><u>第5条の2</u> &lt;省略&gt;</p> <p>第5号様式(第5条の2関係)</p> <p>&lt;省略&gt;</p>	<p>(医療費の助成申請)</p> <p>第5条 &lt;省略&gt;</p> <p>第5号様式(第5条関係)</p> <p>&lt;省略&gt;</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。